# 松戸市介護人材育成事業補助金活用事例

## 【ケース 1】

令和 ６年 ３月 15 日から有期雇用する無資格者に初任者研修を受講させ、その後正規職員として採用したい場合

 ３ 月 　４月 10月

３/15

210日間

10/10

**交付決定日 介護職員初任者研修受講期間**

無資格の方を ３月 15 日付けで 210 日以内の期間で有期雇用します。

* 4 月 1 日（予定）付けで松戸市に交付申請します。
* 介護職員初任者研修の受講は 4 月 1 日以降の交付決定日以降に行います。
* 210 日の間で【無資格従業者の勤務日+研修受講日】80 日を上限とし、1 日あたりの単価を乗じた金額を松戸市より支払います（ただし、7.補助金額等に掲げる額と比較し、いずれか低い額を交付します）。
* 210 日を待たずに介護職員初任者研修を修了した場合は、そのタイミングで正規雇用をしてもかまいません。ただし補助金の対象になるのは有期雇用期間内の勤務日と研修受講日に限ります。

## 【ケース 2】

令和 ６年 4 月 15 日に無資格者を有期雇用し、初任者研修を受講させ、その後正規職員として採用したい場合。

 4 月 5 月 6 月

11月

4/15

210日間

11/10

**交付決定日**

**（4/1～4/15の間）**

**介護職員初任者研修受講期間**

無資格の方を 4 月 15 日付けで 210 日以内の期間で有期雇用します。

* 4 月 1 日～15 日の間に松戸市に交付申請します。介護職員初任者研修の受講は有期雇用日以降に行います。

※ 上記以外は【ケース 1】と同様です。

※ 令和 ６ 年４月以降に有期雇用を開始する場合は、有期雇用開始日以降の 210

日間に介護職員初任者研修を受講させます。

# Q&A

|  |
| --- |
| Ｑ１ 「無資格従業者」とはどういう状態の方ですか。 |
| Ａ 無資格従業者とは下記①～③を全て満たす者です① 現在、介護事業所等にて介護職として従事していない者② 介護職員初任者研修修了又は同等以上の資格を保有しておらず、かつ当該資格に係る研修中でない者③ 介護職として介護保険施設等への就職を希望する者 |
| Ｑ２ 市機関採用とはどのようなことですか |
| Ａ 下記の①～③いずれかの方を採用した場合は「市機関採用」となり、委託 料の単価が上がります。① 松戸市自立相談支援センターで支援されている者② 松戸市子ども未来応援課で自立支援プログラム策定について相談している者③ 松戸市で生活保護を受給している者 |

|  |
| --- |
| Ｑ３ 有期雇用期間は最長 210 日となっていますが、最短は定められていますか。 |
| Ａ 定められていません。介護職員初任者研修のスケジュールや正規職員としての採用スケジュールを勘案して雇用期間を決定してください。なお、補助金の支払い対象となるのは有期雇用期間内の勤務日と研修受講日に限ります。 |

|  |
| --- |
| Ｑ４ この事業はどのような方を採用すべきなのですか。 |
| Ａ 資格取得が目的ではありませんので、長期間市内で介護職として従事する強い就労意欲がある方を選考してください。 |

|  |
| --- |
| Ｑ５ 職場内研修等事務費とは、どのような費用ですか。 |
| Ａ 交付申請時にご提出いただく職場内研修計画書に沿って研修をする際にかかった事務費（マニュアル作成にかかった紙代やペン代など）が対象となります。実績報告時にはそれらにかかった費用について、別途領収書を添付してください。 |
| Ｑ６ 無資格従業者は基準上の人員としてカウントされますか。 |
| Ａ 原則として可といたします。但し、介護職員初任者研修の受講等研修計画に影響ないようお願いいたします。 |

|  |
| --- |
| Ｑ７ 無資格従業者が途中で退職した場合の補助金はどうなりますか。 |
| Ａ 実際に出勤・研修受講した日数でお支払いいたします。ただし、【ケース１】での場合で交付決定前までに退職した場合、この事業の対象となりませんのでご注意ください。 |

|  |
| --- |
| Ｑ８ 夜勤をさせることは可能ですか。 |
| Ａ 介護職員初任者研修が日中に行われる事が予想されますので、研修への影 響を考えますと研修が修了するまでは夜勤は望ましくありません。研修・指導をする上でどうしても夜勤を行う場合、当日の出勤人数や研修に支障が出ない様にするなどの配慮をした上で本人の同意を得て下さい。 |

|  |
| --- |
| Ｑ９ 市からの補助金の支払いは業務完了後になるのですか。 |
| Ａ 業務完了後の支払いとなります。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１０ 介護職員初任者研修の受講先に制限はありますか。 |
| Ａ 市外で開講される研修も可とし、受講先について特に指定はしません。研 修のスケジュールや会場を確認し、各施設等で決めてください。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１１ 必ず有期雇用した施設で正規雇用しなければなりませんか。 |
| Ａ 必ず正規雇用の打診をしなければなりません。当該事業所の他、同一法人の他事業所への配置による雇用も可能です。但し市内に限ります。なお、正規雇用に移行した場合は事務費 50,000 円、有期雇用を継続した場合は 25,000 円を上乗せいたします。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１２ 対象となりそうな求職者がいるのですが。 |
| Ａ 当事業の利用を検討される場合は、松戸市介護保険事務センター（TEL：047-366-7370）へご連絡ください。状況を確認させていただき、必要な手続き等についてご案内いたします。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１３ 有期雇用でも社会保険に入るのですか。 |
| Ａ 社会保険の加入要件に該当する場合は対象となります。加入要件については厚生労働省のホームページ等でご確認ください。※健康保険法・厚生年金保険法など関係法令の遵守をお願いいたします。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１４ 正規雇用の定義を教えてください。また、委託業務の内容に「当該事業所の他、同一法人内の市内他事業所への配置による雇用も可能とする」とありますが、他市にある事業所でも可能ですか。 |
| Ａ 今回の正規雇用の定義は下記①～④のとおりです。① 無期雇用（期間の定めの無い雇用）② 常 勤③ 直接雇用④ 勤務地は市内当事業は「松戸市内の介護保険施設等における人材が、今後も不足しない状態を維持するとともに介護サービスの質の向上を図る。」ことを目指しており、正規雇用後の勤務地は市内とさせていただいております。なお、法人によっては将来的に人事異動等もあると想定しております。 |